



山形県公報

平成22年10月15日(金)

号 外(40)

目 次

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例.....(財政課)... 3

山形県中山間地域等振興基金条例を廃止する条例.....(農山漁村計画課)... 5

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例.....(同)...同

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例.....(同)... 6

山形県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例.....(生産技術課)...同

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例.....(教育庁)... 7

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部
を改正する条例.....(警察本部)...同

この号で公布された条例のあらまし

山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第31号) (財政課)

危険物貯蔵所設置許可申請手数料、危険物施設設置許可完成検査前検査手数料及び特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安検査手数料の額を改定することとした。

山形県中山間地域等振興基金条例を廃止する条例 (県条例第32号) (農山漁村計画課)

山形県中山間地域等振興基金を廃止することとした。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第33号) (農山漁村計画課)

土地改良事業に係る事務費が分担金の対象となる費用から除外されたことに伴い、規定の整備を行うこととした。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例 (県条例第34号) (農山漁村計画課)

1 国営土地改良事業が完了する以前において、指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者から当該指定工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合には、負担金についての支払期間の始期は、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度とすることとした。(第4条第2項関係)

2 負担金徴収の対象となる国営土地改良事業として国営赤川二期土地改良事業を追加し、その負担割合を300分の31(赤川頭首工改修工事に係る費用に相当する部分にあっては、300分の21)とすることとした。(別表関係)

山形県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例 (県条例第35号) (生産技術課)

山形県離島漁業再生支援基金を廃止することとした。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例 (県条例第36号) (教育庁)

1 山形県立酒田聾学校の名称を山形県立酒田特別支援学校に変更することとした。

2 この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（県条例第37号）（警察本部）

1 県内全域において風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第5条に規定する営業を営んではならないこととした。

2 この条例は、平成23年1月1日から施行することとした。

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第31号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 項 第 15 号 の 表 中	580,000円	を	530,000円	に 改 め、 同 項
	900,000円		820,000円	
	1,090,000円		990,000円	
	1,210,000円		1,100,000円	
	1,540,000円		1,400,000円	
	1,800,000円		1,640,000円	
	4,230,000円		3,850,000円	
	5,590,000円		5,090,000円	
	6,910,000円		6,290,000円	
	1,230,000円		1,120,000円	
	1,460,000円		1,330,000円	
	1,630,000円		1,480,000円	
	2,010,000円		1,830,000円	
	2,330,000円		2,120,000円	
	4,760,000円		4,330,000円	
	6,120,000円		5,570,000円	
	7,440,000円		6,770,000円	

6,320,000円
7,970,000円
11,800,000円

5,750,000円
7,250,000円
10,700,000円

第27号の表中

450,000円
590,000円
770,000円
1,010,000円
1,140,000円
1,760,000円
2,000,000円
2,230,000円
540,000円
690,000円
1,040,000円
1,440,000円
1,810,000円
3,490,000円
4,280,000円
4,890,000円
10,000,000円
13,600,000円
18,700,000円

を

410,000円
540,000円
700,000円
920,000円
1,040,000円
1,600,000円
1,820,000円
2,030,000円
490,000円
630,000円
950,000円
1,310,000円
1,650,000円
3,180,000円
3,890,000円
4,450,000円
9,100,000円
12,400,000円
17,000,000円

に改め、同項第34号の表中

340,000円		310,000円
450,000円		410,000円
790,000円		720,000円
1,010,000円		920,000円
1,270,000円		1,160,000円
3,110,000円	を	2,830,000円
3,810,000円		3,470,000円
4,400,000円		4,000,000円
2,920,000円		2,660,000円
3,500,000円		3,190,000円
5,260,000円		4,790,000円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県中山間地域等振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第32号

山形県中山間地域等振興基金条例を廃止する条例

山形県中山間地域等振興基金条例（平成12年3月県条例第28号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第33号

山形県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

山形県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和36年3月県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「（ただし、事務費に係る分については、0.225）」を削る。

第5条の3中「から当該分担金のうち当該事業に係る事務費に係る部分の額を控除して得た額」及び「から当該事務費の額を控除して得た額」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第34号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和53年3月県条例第14号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金についての支払期間の始期は、当該各号に定める年度とする。

- (1) 国営土地改良事業が完了する以前において、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該国営土地改良事業の完了によつて受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該土地につき法第3条に規定する資格を有する者から当該土地に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度
- (2) 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第49条第1項第1号に掲げる国営土地改良事業が完了する以前において、同令第52条の2第4項第2号に規定する指定工事が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者から当該指定工事に係る事業の部分に要する費用の額に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度

別表中	国営最上川中流土地改良事業			を
	国営米沢平野二期土地改良事業			
	国営泉田川土地改良事業	100分の18		

国営米沢平野二期土地改良事業			に改める。
国営赤川二期土地改良事業	300分の31（赤川頭首工改修工事に係る費用に相当する部分にあつては、300分の21）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第35号

山形県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例

山形県離島漁業再生支援基金条例（平成17年7月県条例第79号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第36号

山形県県立学校設置条例の一部を改正する条例

山形県県立学校設置条例（昭和39年3月県条例第37号）の一部を次のように改正する。

本則第2号の表中「山形県立酒田さかづき学校」を「山形県立酒田特別支援学校」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年10月15日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年12月県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「の営業並びに同項第4号の営業のうち」を「並びに」に、「いう。）」を「いう。）第5条の営業並びに法第2条第6項第4号の営業のうち政令」に改める。

附 則

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

平成22年10月15日印刷
平成22年10月15日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056